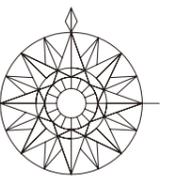


鳴門市

津波避難マップ

木津神

令和5年3月発行
 鳴門市役所 危機管理課
 鳴門市撫養町南浜字東浜170
 電話 088-684-1711



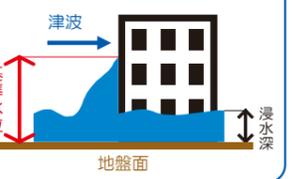
縮尺：1/10,000

凡例

- 津波避難ビル
- 津波避難場所
- 鳴門市界

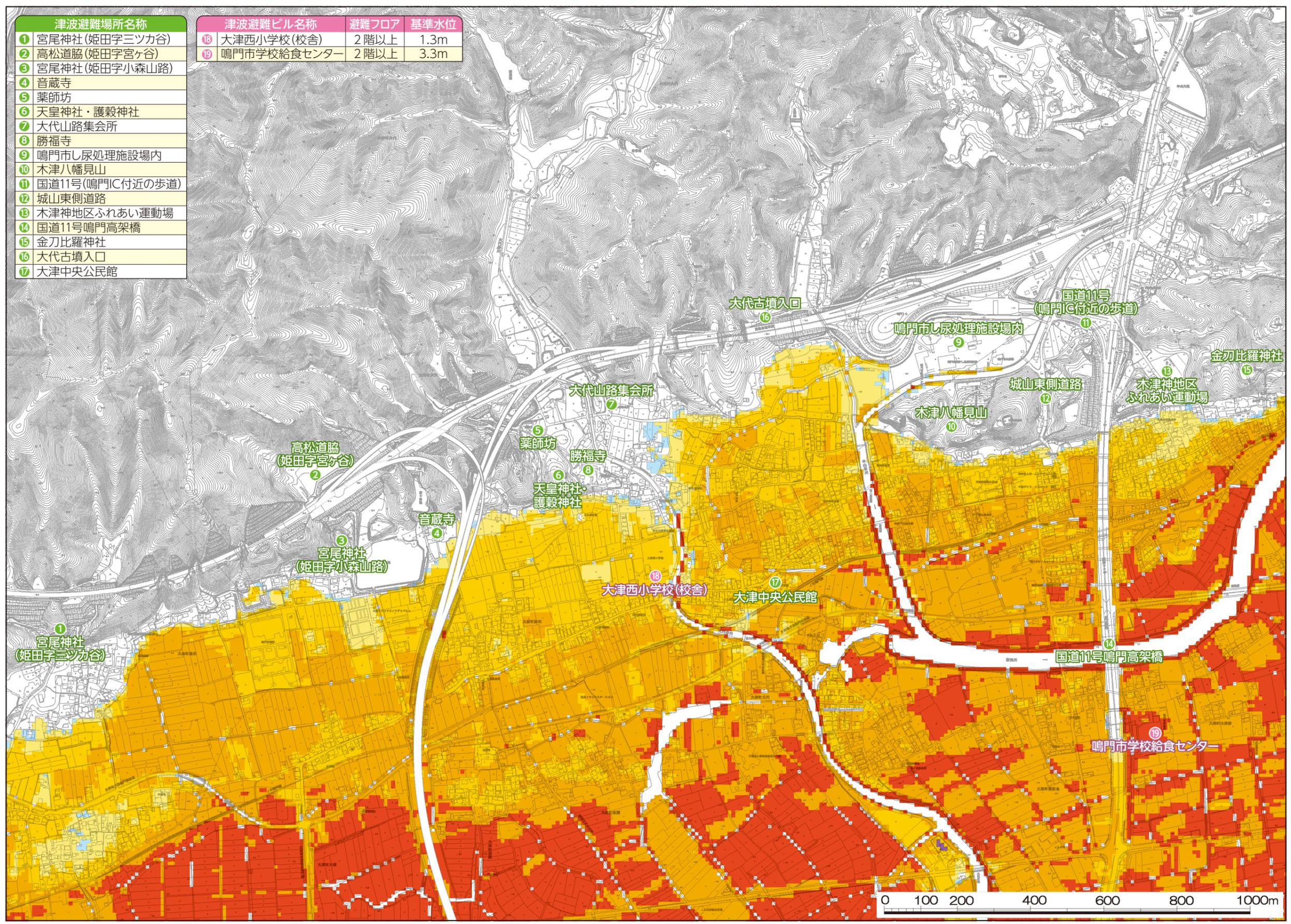
基準水位

- 5.0m～10.0m未満の区域
- 4.0m～5.0m未満の区域
- 3.0m～4.0m未満の区域
- 2.0m～3.0m未満の区域
- 1.0m～2.0m未満の区域
- 0.3m～1.0m未満の区域
- 0.1m～0.3m未満の区域



津波避難場所名称
1 宮尾神社(姫田字三ツカ谷)
2 高松道脇(姫田字宮ヶ谷)
3 宮尾神社(姫田字小森山路)
4 音蔵寺
5 薬師坊
6 天皇神社・護穀神社
7 大代山路集会所
8 勝福寺
9 鳴門市し尿処理施設場内
10 木津八幡見山
11 国道11号(鳴門IC付近の歩道)
12 城山東側道路
13 木津神地区ふれあい運動場
14 国道11号鳴門高架橋
15 金刀比羅神社
16 大代古墳入口
17 大津中央公民館

津波避難ビル名称	避難フロア	基準水位
18 大津西小学校(校舎)	2階以上	1.3m
19 鳴門市学校給食センター	2階以上	3.3m



留意事項

- ◆ 「基準水位」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号）第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。（平成26年3月11日 徳島県公示）
- ◆ 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。
- ◆ 「基準水位」の範囲や水位は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、**津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。**